

令和5年1月19日
奈良市母子保健課
電話 0742-34-1978

治療費の助成額上限を10万円に増額・所得制限の撤廃等 不妊症治療費の助成を奈良市独自で拡充します

令和5年1月から、不妊症や不育症の治療に取り組まれているご夫婦を支援するため、奈良市独自で治療費助成の拡充を行い、経済的負担の軽減を図ります。奈良県内や近畿圏中核市の中でも、特に充実した支援内容となっています。

1. 一般不妊治療費を年間上限10万円助成・所得制限の撤廃

令和4年4月～

対象治療：全ての不妊検査、不妊治療（保険適用、保険適用外を問わない）

対象者：法律婚のみでなく、事実婚も対象とする

助成期間：2年→5年間

令和5年1月～

助成額：5万円→10万円 ※5年間の助成合計上限50万円（10万円×5年間）

所得制限：所得合計730万円未満 → 所得制限無し

変更項目	令和5年1月以前	令和5年1月以降
助成額	自己負担額の2分の1で、 1年度につき上限額5万円 保険適用・適用外いずれも可	自己負担額で、 <u>1年度につき上限額10万円</u> （自己負担額全額が対象） 保険適用・適用外いずれも可
所得制限	前年の夫婦の所得の合計が 730万円未満	<u>所得制限なし</u>
適用開始	令和4年4月1日以降助成開始分	

2. 国および市による不妊治療等助成の仕組み

令和4年4月から、国が人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」を保険適用化し、治療を受ける方の自己負担は大幅に軽減されることになりました。一方で、これまで体外受精や顕微授精等の治療を受けた際の国による助成（「不妊に悩む方への特定治療支援事業」）は、4年度の経過措置をもって終了となり、逆に治療を受ける方の金銭的負担が増える可能性があることから、市独自で助成内容を拡充します。

令和3年度まで

【国】不妊に悩む方への特定治療支援事業

・対象治療：体外受精、顕微授精

【市】一般不妊治療費等助成事業

・対象治療：不妊検査、タイミング療法、人工授精等

令和4年4月 不妊治療（体外受精、顕微授精、人工授精）が国で保険適用化
窓口での負担額が治療費の3割に。「高額療養費制度」も活用できる

令和4年度から

保険適用化を受け、国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」は経過措置をもって終了

・経過措置…令和3年度以前から治療を続けており、令和4年度に治療が終了した人のみ対象

- ① 保険適用外（※下記「TOPICS」参照）で体外受精、顕微授精等を続けた人の場合…国の補助がなくなる分、自己負担が増える
- ② 保険適用（3割負担）で不妊治療を続けた人の場合…保険適用であっても、助成金がなくなる分、一部の方で自己負担が増える可能性

例：治療ケース①

一連の治療（体外受精・顕微授精）を行った結果、医療費が約31万円かかった場合

保険適用前…合計で約31万円 - 国の助成金30万円 = 約1万円の自己負担

保険適用後（高額医療費適用）…合計で約8万円 - 国の助成金なし

= 約8万円の自己負担

保険適用後、高額療養費を適用してもなお、自己負担額が増えてしまう

奈良市の補助10万円を利用し、自己負担額は最終0円に

例：治療ケース②

令和4年4月以降も保険適用外である治療（凍結胚移植）を行った結果、

医療費が約10万円かかった場合

保険適用前…合計で約10万円 - 国の助成金10万円 = 自己負担なし

保険適用後…合計で約10万円 - 国の助成金なし = 約10万円の自己負担

保険は適用されないので自己負担額が増えてしまう

奈良市の補助10万円を利用し、自己負担額は最終0円に

例：治療ケース③ ←最も多い治療のケース

7・8月に凍結胚移植・顕微授精を行う。

その後、10・11月に以前に凍結した胚を解凍して胚移植を行う

保険適用前…合計で約78万円 - 国の助成金40万円 = 約38万円の自己負担

保険適用後（高額療養費適用）…合計で約21万円 - 国の助成金なし

= 約21万円の自己負担

市の補助10万円を利用し自己負担額は最終的に約11万円に。さらに負担が軽減

左記のようなケースを想定し、治療の保険適用外・適用にかかわらず、年間上限10万円の補助を市独自で行うことで、治療者の金銭的負担を軽減

※記載の3例はモデルケースとして分かりやすく設定した治療内容になりますので、実際とは異なります

TOPICS 不妊治療の保険適用の範囲 ～推奨度Cは保険適用外～

「生殖医療ガイドライン（一般社団法人日本生殖医学会）」において、推奨度 A または B とされる医療技術（男性不妊治療を含む）は保険適用。推奨度 C は保険適用外。

医薬品については薬事承認を得たものを保険適用。一般不妊治療（タイミング法及び人工授精）にかかる医療技術及び薬事承認を有する医薬品等も保険適用。

4 月 か ら 保 険 適 用 と な っ た 主 な 不 妊 治 療	生殖医療ガイドラインで 推奨度 A・B の治療	保 険 適 用 外	生殖医療ガイドラインで 推奨度Cの治療
	<ul style="list-style-type: none">人工授精体外受精顕微授精胚の培養胚移植胚の凍結保存採卵精巣から精子を取り出す手術など <p>治療開始時女性が43歳未満。 40歳未満は1子につき6回まで、40～42歳は3回まで。</p>		<ul style="list-style-type: none">タイムラプス子宮内膜受容能検査反復着床不全に対する投薬など <p>※ただし、保険適用外でも「先進医療」と認められれば、保険診療との併用可</p>

◇語句説明

タイミング法…排卵のタイミングに合わせて性交を行うよう指導する

人工授精…精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る技術

体外受精…精子と卵子を採取したうえで体外に受精させ（シャーレで受精を促す等）子宮に戻して妊娠を図る技術

顕微授精…体外受精のうち、卵子に注射針等で精子を注入する等、人工的な方法で受精させる技術

タイムラプス…胚を培養器に入れたまま外に出すことなく胚の観察と培養を行う

※奈良市における過去の助成の実績については

別紙「奈良市における特定不妊治療（体外受精・顕微授精）等の実績について」参照

3. 不妊治療等助成の内容

【対 象】 令和4年4月以降に不妊検査や治療を受け、市内に住所を有する夫婦（妻の年齢が43歳未満。事実婚も対象）

【助 成 額】 年間上限10万円。最長5年/50万円まで

【受付期間】 1年度分(4月～翌年3月分)をまとめて年度末（3月31日）までに申請
※治療終了日が3月末等で申請期限に間に合わない場合は、必ず事前相談のうえ4月14日までに申請。

【そ の 他】 拡充内容の適用は令和4年度以降初めて助成を受ける方が対象。既に令和4年12月までに申請し、助成を受けた方については追加で助成。

【申請方法】 各種申請書類は郵送か窓口を持参。

母子保健課（はぐくみセンター）、母子保健課分室（市役所）まで。

